資料２－１

「個人情報保護委員会行政文書取扱規程」の一部改正について
【概要】

「個人情報保護委員会行政文書取扱規程」（平成 28 年個人情報保護委員会訓令第３号）第 21 条に係る別表第３について、機動的かつ効率的な監視・監督活動を行うため、立入検査・実地調査の実施の円滑化を図る改正を行うもの。

なお、手続を円滑化する場合であっても、「極めて重要なもの」については、従来どおり委員会に付議するものとする。

【参考】「個人情報保護委員会行政文書取扱規程」（抄）

（専決処理）

第 21 条　専決事項（別表第２及び別表第３）に掲げるそれぞれの事項に係る文書は、極めて重要なものを除き、当該専決権者が専決処理することができる。

１　事務局長の専決処理事項について（別表第３第１項第２号、第６号及び第 12 号を改正）

○立入検査・実地調査について、区分の基準を変更する。すなわち、「計画的又は定期的な事案」か否かという基準から、「重大な事案」か否かという基準で区分することとし、「重大な事案」については事務局長の専決処理事項とする。

２　担当参事官の専決処理事項について（別表第３第２項に新設）

○上記１のとおり、立入検査・実地調査の実施における「重大な事案」については事務局長の専決処理事項とするため、「重大な事案以外のその他の事案」については担当参事官の専決処理事項として、これを別表第３第２項第２号、第６号及び第 11 号に新設する。

○上記新設に伴い、第９号を第 12 号とし、第５号から第８号までを２号ずつ繰り下げ、第２号から第４号までを１号ずつ繰り下げる。

３　委員会への報告等について

○立入検査・実地調査を専決処理した場合、委員会へ報告することとする。委員会への報告方法は、報告徴収や指導と同様に、事後にまとめて委員会へ報告する取扱いを検討している。

○「極めて重要なもの」については委員会に付議することとする。現状、専決事項とされている「指導」に関する事項も、対外的に公表を行うなど「極めて重要なもの」は、専決処理によらず、委員会に付議することとしている。同様に「極めて重要なもの」に該当する立入検査・実地調査についても、委員会に付議することとする。

４　施行日

令和８年 11 月 11 日（予定）

参考条文

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

（報告及び立入検査）

第百四十六条　委員会は、第四章（第五節を除く。次条及び第百五十一条において同じ。）の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者（以下この款において「個人情報取扱事業者等」という。）その他の関係者に対し、個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報又は個人関連情報（以下この款及び第三款において「個人情報等」という。）の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　（略）

３　（略）

（資料の提出の要求及び実地調査）

第百五十六条　委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等（会計検査院長を除く。以下この款において同じ。）に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求め、又はその職員に実地調査をさせることができる。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）

（委員会による検査等）

第二十九条の三　特定個人情報ファイルを保有する行政機関、独立行政法人等及び機構は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について委員会による検査を受けるものとする。

２　（略）

（報告及び立入検査）

第三十五条　委員会は、この法律の施行に必要な限度において、特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該特定個人情報を取り扱う者その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、特定個人情報の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　（略）

３　（略）